



転載・複写禁止



時津町指令 5 時住第 470 号
令和 6 年 1 月 12 日

許可証

住所 長崎市住吉町 15 番 17 号
氏名 株式会社 長崎環境美化
代表取締役 奥野 良功

令和 5 年 12 月 7 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第 54 号

2 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

収集、運搬

4 許可期限

令和 6 年 1 月 8 日～令和 8 年 1 月 7 日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の 10 日までに提出すること。